	300	――くん製したもの	KG		
		――その他のもの			
		―――うに及びくらげ			
	411	―――うに	KG		
	412	―――くらげ	KG		
	420	―――その他のもの	KG		

輸入統計品目表第〇四・〇一項中

「	0401.30	―脂肪分が全重量の６％を超えるもの			
		――滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
		―――脂肪分が全重量の45%以下のもの			
	111	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		
	119	―――その他のもの	KG		
		―――その他のもの			
	121	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		
	129	―――その他のもの	KG		
	200	――その他のもの	KG	」	
「	0401.40	―脂肪分が全重量の６％を超え10%以下のもの			
		――滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの			
	110	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		
	190	―――その他のもの	KG		
	200	――その他のもの	KG		
	0401.50	―脂肪分が全重量の10%を超えるもの			
		――滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
		―――脂肪分が全重量の45%以下のもの			
	111	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		
	119	―――その他のもの	KG		
		―――その他のもの			
	121	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		
	129	―――その他のもの	KG		
	200	――その他のもの	KG	」	

改める。

輸入統計品目表第〇四・〇七項を次のように改める。

	04.07		殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）		
			―ふ化用の受精卵		
	0407.11	000	――鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	KG	
	0407.19	000	――その他のもの	KG	
			―その他の卵（生鮮のものに限る。）		
	0407.21	000	――鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	KG	
	0407.29	000	――その他のもの	KG	
	0407.90		―その他のもの		
		100	――冷凍したもの	KG	
		200	――その他のもの	KG	

輸入統計品目表第〇六・〇二項中

「	0603.19		――その他のもの			
		010	―――ユリ属のもの	KG		を
		090	―――その他のもの	KG	」	
「	0603.15	000	――ゆり（リリウム属のもの）	KG		に
	0603.19	000	――その他のもの	KG	」	

改める。

輸入統計品目表第〇六・〇四項中

「	0604.10	000	―こけ及び地衣	KG		
			―その他のもの			
	0604.91	000	――生鮮のもの	KG		を
	0604.99	000	――その他のもの	KG	」	
「	0604.20	000	―生鮮のもの	KG		に
	0604.90	000	―その他のもの	KG	」	

改める。

輸入統計品目表第〇七・〇九項中

「	0709.90		―その他のもの			
		010	――スイートコーン	KG		
			――その他のもの			を
		091	―――かぼちや	KG		
		092	―――アーティチョーク	KG		
		099	―――その他のもの	KG	」	
「			―その他のもの			
	0709.91	000	――アーティチョーク	KG		
	0709.92	000	――オリーブ	KG		
	0709.93	000	――かぼちや類（ククルビタ属のもの）	KG		に
	0709.99		――その他のもの			
		100	―――スイートコーン	KG		
		200	―――その他のもの	KG	」	

改める。